

## 台風、津波等対策委員会規約

### (目的)

第1条 本会は、台風、発達した低気圧、津波等が来襲又は来襲するおそれがある場合、これらの対応策を協議し、敦賀地区における船舶のその他の事故を未然に防止することを目的とする。

### (構成員)

第2条 本会は敦賀港事故防止連絡協議会（以下「協議会」という。）の会員のほか、別表に掲げるものをもって構成する。

### (専門部会の設置)

第3条 本会の中に専門部会（以下「部会」という。）を設置する。  
2 専門部会の委員は協議会の理事会において選出し、その中から部会長1名、副部会長2名を互選する。  
3 部会長及び副部会長の任期は1年とし、留任は拒まないものとする。

### (部会の招集)

第4条 部会長は、協議会会長の要請により部会を招集し、これを主宰する。  
2 部会長は、必要と認める場合前条に掲げるもの以外の者を会議に出席させることができる。

### (部会の業務)

第5条 部会は次の業務を行う。  
(1) 台風、発達した低気圧、津波等に関する情報の周知徹底。  
(2) 船舶の荒天準備及び避難勧告の徹底。  
(3) 台風、発達した低気圧、津波等による災害防止思想の普及のための資料作成、並びに講演会の開催。  
(4) その他必要と認める事項。

第6条 敦賀海上保安部長は、台風、発達した低気圧、津波等が来襲又は来襲するおそれがある場合の船舶の荒天準備、避難勧告の発動にあたっては、部会において決定された事項を尊重するものとする。

### (細則)

第7条 本規約第5条の業務を行うにあたって必要な細則は、別途部会において定めるものとする。

### (庶務)

第8条 本会の庶務は、敦賀海上保安部において処理する。

### 附則

この規約は、平成22年7月1日から施行する。

この規約は、平成30年6月6日から施行する。